○大槌町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成15年４月１日

告示第36―３号

改正　平成19年４月１日告示第26―１号

　　一部改正　平成26年４月１日告示第32号

一部改正　平成31年２月14日

一部改正　平成31年４月１日

一部改正　令和５年４月１日

大槌町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成12年大槌町告示第42号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１　生活排水による公共用水域の水質の汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、大槌町補助金交付規則（昭和38年規則第12号。以下「規則」という。）、大槌町補助金交付規程（平成25年訓令第７号）及びこの要綱により補助金を交付する。

一部改正〔平成26年告示32号〕

（定義）

第２　この要綱において浄化槽とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第２条第１号に規定する浄化槽で、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成４年10月30日付け衛浄第34号）に適合するものをいう。

一部改正〔平成26年告示32号〕

（補助金の交付対象）

第３　補助金は、次に掲げる区域を除く町の区域において、専用住宅、併用住宅（延べ面積の２分の１以上を居住用に供する建物）又は共同住宅に、個人又は共同で浄化槽を設置しようとする者に対し、予算の範囲内で交付する。ただし、合併処理浄化槽の設置された家屋を建て替え又は増築する場合の浄化槽設置や既設合併処理浄化槽の更新又は改築（災害に伴うものは除く）については補助対象外とする。

(1)　下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第１項に基づく事業計画区域

(2)　大槌町漁業集落環境整備事業に基づく事業計画区域

２　前項の規定にかかわらず、浄化槽法第５条第１項の規定による設置の届け出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認を受けないで浄化槽を設置する者、住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者及び放流先について関係者から承諾が得られない者に対しては、補助金を交付しない。

３　第１項の規定にかかわらず、(1)、(2)の区域内に当該浄化槽を設置する時点において、５年以内に公共下水道及び漁業集落排水処理施設が使用可能の見込みが立たない区域は補助対象とする。

一部改正〔平成26年告示32号〕

一部改正〔平成31年２月14日〕

一部改正〔平成31年４月１日〕

一部改正〔平成31年４月１日〕

（補助金の額）

第４　補助金の額は、浄化槽の設置に要する経費に係る額のうち、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第５　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

２　同一申請者による補助金の交付申請は、同一年度につき１基分とする。

一部改正〔平成26年告示32号〕

（補助金の交付決定及び通知）

第６　町長は、第５による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の可否を決定するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金交付を決定した者に対しては、浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しないと決定した者に対しては、浄化槽設置整備事業補助金不交付通知書（様式第３号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請）

第７　第６第２項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付決定の通知を受けた後、補助金申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、浄化槽設置整備事業変更承認申請書（様式第４号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

一部改正〔平成26年告示32号〕

（実績報告書）

第８　補助事業者は、補助事業完了後１月以内又は補助事業の属する年度の３月末日のうちいずれか早い日までに、浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第５号）に関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項に規定する書類を受理した場合は、当該書類の審査及び現地調査を行い、浄化槽設置工事の完成を確認するものとする（様式第５号の２）。

一部改正〔平成26年告示32号〕

（補助金の請求及び交付）

第９　補助事業者は、第８第２項の規定により浄化槽設置工事の完成が確認された場合は、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第６号）を提出しなければならない。

２　町長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに補助金を交付する。

一部改正〔平成26年告示32号〕

（決定の取消）

第10　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全額又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽り、その他不正の手段により補助金を受けたとき。

(2)　補助金を他の用途に使用したとき。

(3)　提出書類に記載した内容に反したとき。

一部改正〔平成26年告示32号〕

（補助金の返還）

第11　補助事業者が、第10の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第16条に基づき、町長の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

追加〔平成26年告示32号〕

（財産の処分）

第12　この補助金により設置した浄化槽は、規則第19条の対象としない。

追加〔平成26年告示32号〕

（東日本大震災に伴う特別措置）

第13　東日本大震災（平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波並びに平成23年４月７日に発生した余震による災害をいう。）により大規模半壊以上の被害（半壊解体を含む。）を被った者又は事業者が浄化槽を設置する場合は、第３の規定にかかわらず、当該浄化槽を設置する時点において公共下水道及び漁業集落排水処理施設が使用可能な区域を除く町内全域を補助対象地域とする。

２　補助金の額は、第４と同額とする。なお、補助金の交付を受けようとする者は、申請書にり災証明書、誓約書（様式第７号）及びその他町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

３　第１項に規定する浄化槽を設置する場合で、町長が必要と認めるときは、第８の規定を適用しない。

４　前３項の規定は、平成23年３月11日から平成33年３月31日までに浄化槽を設置した者に限り適用する。

追加〔平成26年告示32号〕

一部改正〔平成31年２月13日〕

一部改正〔平成31年４月１日〕

附　則

この要綱は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成19年４月１日告示第26―１号）

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月１日告示第32号）

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

　　附　則（平成31年２月14日）

この告示は、平成31年２月14日から施行する。

附　則（平成31年４月１日）

この告示は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月17日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第４関係）

一部改正

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 補助額 |
| 5人槽 | 390,000円 |
| 6～7人槽 | 474,000円 |
| 8～50人槽 | 660,000円 |
| 浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り便槽の撤去に要する費用 | 90,000円 |
| 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用 | 300,000円 |